

福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業実施要領

(趣旨)

第1 福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業の実施については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部)、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領」(以下、「交付金に係る実施要領」という)、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要項」(令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)及び「福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業補助金交付要綱」(以下、「補助金交付要綱」という)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(実施事業者の登録)

第2 交付金に係る実施要領第2条第1項に定める登録を受けようとする者は、実施計画書(様式1)に必要書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出し、福島県による登録を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による実施計画書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは、実施事業者として登録するものとする。

(実施計画の変更等)

第3 前条第2項の登録を受けたもの(以下「登録事業者」という。)が、実施計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ実施計画変更承認申請書(様式2)を知事に提出し、変更の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による実施計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは変更を承認し、登録事業者に通知するものとする。

3 登録事業者が前条第2項の承認を受けた実施計画に基づく事業を中止又は廃止しようとするときは、補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定による手続きを行うものとする。

(対象事業)

第4 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

【令和4年3月31日まで実施する事業】

新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者が、ワクチン検査パッケージ制度若しくは対象者全員検査又は飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して検査結果の陰性を確認するために受検した検査

【令和4年4月1日以降実施する事業】

原則 3 回目接種未了の無症状者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査。また、この場合の検査については、受検者が 10 歳未満である場合及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定される場合を除き、原則として、抗原定性検査により実施する。

なお、3 回目接種完了者であっても、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、検査を受検する必要が認められる場合は、定着促進事業の対象とする。

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に知事の判断により行われる新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項等に基づくものに限る。）に応じて受検する検査

(検査対象)

第 5 登録事業者は、検査受検を希望する者が、別紙「検査申込書」を提出した場合に、次に掲げる事項（第 3 号に掲げる事項については、第 2 号に掲げる事項について検査申込者がいずれかの事業として補助の対象となる旨を明示した場合に限り、第 4 号に掲げる事業については、第 3 号に掲げる事項について当該検査申込者の申告した回数が 1 月につき 3 回を上回る場合に限る。）を当該検査申込者に遵守させた上で、本事業に基づく検査を受検させることができる。

- (1) 身分証明書の提示
- (2) 申し込みによって行われることとなる検査が前条に掲げる事業の対象となる旨の明示
- (3) 過去にいずれかの事業として補助等の対象となる検査を受検した回数の申告
- (4) 前号の回数となった理由の疎明

(週次の受検者・陽性者の報告)

第 6 登録事業者は、週ごとに、前回の報告（初回の報告にあつては認定）の後、当該事業により検査を実施した者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数について、週次報告書（様式 3）により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 7 登録事業者は、補助金交付要綱第 10 条の規定による実績報告を提出するにあたり、

当該事業により補助対象として実施した検査件数等について実施報告書（様式4）により、知事に報告しなければならない。

（登録の取り消し等）

第8 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この実施要領及び補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他事業の施行について不正の行為があったとき。

（補助金交付の手続き）

第9 補助金交付の手続きについては、本要領に定めるほか、補助金交付要綱によるものとする。

（その他）

第10 この事業実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月21日から施行し、令和3年度事業から適用する。

この要領は、令和4年1月19日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。